

英國における教育ソーシャルワーカーの新たな役割

福 知栄子

要旨 不登校やいじめ等学校生活をめぐって子どもたちの悩みはますます深まっている。また、学校には生活保護家庭の子どもやひとり親家族の子ども、さらに虐待を受けている子どもなど様々な福祉問題を抱えている子どもたちがいる。こうした子どもたちの教育と福祉の問題に適切に対応して、豊かな子ども時代を確保し、その発達を保障していく必要がある。わが国においても学齢期の子どもたちへの教育と福祉の協働のサービス体系を作り上げる必要性が高まっている。本稿では、学校をコアとした福祉ネットワークの存在する英国をとりあげ、子どもと家族のための援助サービスである教育ソーシャルワーカーの専門職としての役割を分析する。学校と家庭の中間にあって子どもと家族が抱える諸問題への援助を提供しつつ、子どもの教育保障において独自の役割を果たしている姿を明らかにし、わが国における教育と福祉の協働のあり方を考える上で示唆を得たい。

キーワード：教育ソーシャルワーク、学校出席、早期介入、ヤングケアラー、放校

1. はじめに

現在英国において子どもたちをめぐる放置できない問題の一つは、子どもたちが学校に来なかったり、来ることができなかったり、あるいは学校から閉め出されていることであろう。子どもたちの教育に失敗しているのは一人英國だけではない。わが国においても学校生活をめぐって子どもたちの悩みはますます深まっている。1995年度で30日以上欠席した「学校嫌い」の児童・生徒は小学校で16,566人、中学校では64,996人に上り、統計を取り始めた91年度以降連続して前年を上回っている。また、「学校嫌い」のうちいじめなど友人関係に起因するものが小学校で1割、中学校で2割とされてる¹⁾。文部省は92年に「不登校はどの子にも起こりうる」との見解を示し、適応指導教室の整備や教員研修等の対策を始めた。先頃「児童生徒の問題行動などに関する調査研究協力者会議」によりいじめ対策の柱となる最終報告がまとめられた。いじめられた子どもが緊急避難的に学校を欠席する事も認めたほか、かけ込み寺的性格を持つ「やすらぎの教室」(仮称)を整備することなども提言した。現在、学校には生活保

護を受けている家庭の子ども、養護施設で生活している子ども、ひとり親家族の子ども、虐待を受けている子どもや障害をもっている子どもたちがいる。このような子どもの教育と福祉の問題に適切に対応して、一人ひとりの発達を保障していく必要がある。不登校の子どもや福祉問題を抱えている子どもたちへの援助サービスが包括的に提供される必要性が叫ばれてはいるが、我々は未だ効果的な方法を見い出せない状況にある。

英国には、子どもたちがその年齢、能力、適性に応じた教育を受けることを保障するために、学校をコアとした福祉ネットワークにおいて重要な位置を占める子どもおよび家族のためのサポートサービスが存在する。このサポートサービスの中でも、とりわけ子どもたちが欠席するという形で、サインを出した時に、直接関わり援助するのが教育ソーシャルワーカーと呼ばれる人々である。

本稿では、家庭と学校の間にあってその架け橋としての役割を担いつつ発展してきた英国の教育ソーシャルワークサービスに注目し、現在の教育ソーシャルワークサービスが置かれている状況を分析し、具体的な職務内容を検討することによってそのサー

ビスの現代的役割を明らかにしたい。その事がわが国の教育と福祉の協働のあり方の一つとして、教育ソーシャルワークサービス制度の展開に向けての示唆を得られると考えるからである。とりわけ、教育ソーシャルワーカーたちが直面している現下の2つの大きな課題、即ち「ヤングケアラー」問題と「増加する放校」問題を中心に見ていくこととする。

2. 教育ソーシャルワークサービスとは

(1) 教育ソーシャルワークサービスの職務範囲

教育ソーシャルワークサービスは、地方教育当局が子どもがその年齢や能力、さらには適性に応じて効果的なフルタイム教育を受けられることにおける法律上の責任を果せるように援助している。全ての子ども・青年が教育から最大の利益を受けられることを保障する。特に教育当局は①学校への出席②子どもの保護（虐待）③子どもの雇用問題に関する法的責任の遂行における役割を持っている。

そこでまず始めに、オックスフォードシャー州の事例²⁾として、教育ソーシャルワークサービスの職務内容を明らかにしてみよう。

1. 出 席

教育ソーシャルワークサービスは様々な機能をもつが、その中心的な機能は子どもの学校への出席率を改善することである。子どもが学校を欠席する理由は複雑であり、その対応には広範なソーシャルワーク技術が必要となる。欠席問題には予防対策や早期の介入が必要である。また問題を長期化させないために小学生の時や中等学校の低学年での対応に効果があると認識されている。

—生徒の出席を改善するために—

(a)全ての生徒の出席を確保する。1944年の教育法では、子どもを学校に出席させる義務を親に負わせている。親がその義務を怠った時には、地方教育当局は学校出席を強制する法的権限がある。教育ソーシャルワークサービスは、学校と協力して調査を行い、出席に問題がある場合に活動計画を作成する。

教育ソーシャルワークサービスは

—出席状況が悪化してきている生徒に関して早期の介入計画を用いるように学校を援助する。
—学校の介入にもかかわらず、出席状況に改善

が見られない生徒のすべてに相談・助言を行う。慢性的なケース（半学期で出席率80%以下等）および急性的なケース（突然に欠席を続ける場合等）について。

—教育ソーシャルワーカーが直接担当する生徒について学校と協議する。

(b)欠席問題を予防する。教育ソーシャルワーカーは生徒との間に日常的な個人的に信頼される（パストラルな）関係を築いて、できる限り早期に「欠席しそうな」生徒を見つけだす。予防活動が行える早期対応システムが重要である。常に学校と協力して欠席問題が起こらないようモニターする。また、欠席問題への学内介入方法を開発する（例えば、出席に関する学校方針の作成や、出席監督の方法、グループワークやパストラルシステムの開発等）。

(c)裁判所による介入を行う。慢性的な欠席者に対しては、教育ソーシャルワークの介入の一つの方法として、裁判所の介入を求める場合がある。この裁判所の介入には親の訴追あるいは教育監督命令を求める場合がある³⁾。

2. 児童虐待からの保護

全教育ソーシャルワーカーは虐待のサインや兆候を見つけるための特別訓練を受け、地域児童保護委員会および教育局による保護手続きを熟知している。また、学校の児童保護担当教師および校長からの相談を受けたり助言を行う。子どもを担当している場合に、あるいは教育局の代表として児童保護ケース会議に出席する。教師向けの児童保護研修の計画および実施も行う。

3. 不法な児童労働

教育ソーシャルワークサービスは子どもの不法労働の監督に関する法的責任を負う。子どもに認められている職業の範囲や労働時間等を監督する。

4. 学校からの放校

教育ソーシャルワーカーは他の機関と共に学校から追い出された子どもや家族に対してできる限り迅速に対応する。問題行動を繰り返さないようにまた子どもが学校以外の教育を受けることができるよう配慮して、学校へ再び戻れるように援助する。

5. 家庭と学校の連携

教育ソーシャルワーカーは家庭と学校の間になんらかの問題が生じた時その関係の改善を図る。また、衣料補助などの福祉手当を受けられるよう家族に助言する責任も負う。

6. 特別教育ニーズ

教育ソーシャルワーカーは、特別教育ニーズを持つ子どもに出席の問題や虐待の問題が起きた時に学校に対して助言を行う。

7. 少年司法

青年犯罪者のためのダイバージョン・パネルが設置されており、教育ソーシャルワーカーが教育局を代表して出席する。青年裁判所に提出する報告書を学校と協力して作成する。

8. 少数民族グループ

サービスには4人の少数民族の子どもも担当教育ソーシャルワーカー（非常勤）がいる。2人はアフリカ・カリブ系の子どもおよびアジア系の子どもを担当し、残りの2人はトラベラーの家族の子どもの担当である。

以上に示したように、今日の教育ソーシャルワークサービスの職務内容は多岐にわたっている。このサービスは1870年の初等教育法によって、学校出席を強制する訪問督学員(school attendance visitors)が学務委員会(school board)によって任命されて以来、百余年の歴史を持つサービスである。当初担っ

ていた学校出席に関わっての法律執行の活動から、すべての学校生徒の福祉全般に留意するという活動にまでその責任領域を拡大するにつれて、その呼称も訪問督学員から教育福祉司(education welfare officer)⁴⁾へと変化した。この教育福祉司は1944年の教育法に明示され、その後一連の教育法でその役割機能を拡大して現在に至っている。しかもその法律の大半は教育福祉サービス(education welfare services)の発展を全体的に考慮できていたわけではなかったために、教育福祉司の中心的役割を明確にしないまま、ただ職務の範囲だけが広がってきた。さらに、地方教育当局もまた法規定に様々な解釈を加えてきた。教育ソーシャルワークサービス(education social work services)の内容は法律で定められたものではない。教育局によって様々な実践が行われているが、その中心となる職務はほぼ同じと考えてよい。

(2) 教育ソーシャルワークの実際

教育ソーシャルワーカーの職務内容は、付加的に増大してきたという経緯があることから、このような多くの仕事を実際のワーカーたちはどのようにこなしているのかを知るために『コミュニティケア』誌⁵⁾に紹介された2人の教育ソーシャルワーカーの一日の活動を追ってみることにする。それは、具体的な活動場面にこそ、このサービスがおかれている状況を明確に見ることができると考えるからである。

表1 教育ソーシャルワーカー J. B場合

所 属	• B教育局
職 名	• 上級ソーシャルワーカー
教育歴	• 保育所保母を経験後、社会学学士とB大学でC Q S W取得。行動心理学、児童保護、グループワーク、児童法教育法等の大学院コース終了。教師免許有。
職 歴	• 29歳の時パートで事務職についていたが、足の骨折がきっかけで継続教育を受けることにした。精神科ソーシャルワークを経験した後に教育福祉に入る。複雑な家庭に育ったが、校長先生に良い指導をしてもらった。子どもの時教育福祉司に自身の母親へ援助をしてもらった経験がある。
1日の活動例	• 8時45分に幼稚学校を訪問する。幼稚学校および小学校の校長と月に2回会い問題を話し合う。10時15分に次の学校を訪問する。その後、7歳の子どもとその母親と共に入学予定の寄宿制学校を訪問する。11時15分に、別の担当小学校を訪問し、お昼前もう一校訪問する。その後教育事務所に帰り、家庭訪問の約束をとる。昼食後、2時に8週間援助している親を訪ね、8歳の男子の問題行動について話し合う。その子が死にたいと言っており、親は対応に困っているケースである。その後、3時に12歳の中学生の女子を連れに行く。身体的・性的虐待を受けていた子どもでこれまでに自殺未遂をしたことがある。その子には近くのハンバ

	<p>一ガーショップで週に1回30分間のカウンセリングをしている。</p> <p>できる限り学校内において、子どもたちに自分の存在を知ってもらい、ソーシャルワーカーについてよいイメージをもってもらいたい。3時45分に、12歳と7歳の子どものいる精神病の母親を訪問する。母親だけでは子どもたちの世話ができないので、子どもたちが学校へ行けるよう母親を助けている。4時10分に事務所へ帰り、留守電の対応や面接した女の子の実の父親探しの活動などの書類整理をする。5時30分帰宅。</p>
仕事の 魅 力	<ul style="list-style-type: none"> チームおよび教育局に多彩な人々がいて援助的であること 最大の喜びは実際に子どものためになる仕事ができること
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 教育福祉サービスの再編が進んでいること。

表2 教育ソーシャルワーカーS.Mの場合

所 属	<ul style="list-style-type: none"> C教育局心理サービス部 教育福祉司
職 名	
教育歴	<ul style="list-style-type: none"> 英語学学士、文化理論学修士 <p>E大学ソーシャルワークディプロマ（1995） サウスウエスト地域委員会研修終了（教育福祉）</p>
職 歴	<ul style="list-style-type: none"> G地域におけるホームレスの単身女性のための入所施設で働く。障害児へのボランティアをする。児童家庭福祉を専攻して児童福祉チームで実習。卒業後教育福祉に移る。
1日の 活動例	<ul style="list-style-type: none"> 9時前に事務所に入り、郵便物、留守電の対応、訪問先の調整などをする。担当地域が広域なので、時間の工夫が必要である。定期的会合は事前に学校と取り決めておき、そこで欠席の多い子どもや行動上の問題のある子どもおよび子どもの福祉全般について話しあう。小学校15校と中学校2校が担当であり、子どもの教育上の問題への早期介入を図る。学校訪問では、子どもの相談を受け、教師と話し合い、校長や理事と学校出席に関する方針について協議する。それ以外の時間はもう一つの役割である学校と家庭の連携を進めるために家庭訪問する。欠席の多い子どもの親に毎日学校に来させるのは親の義務であると伝える。子どもの抱えている問題を評価し、家族からの相談を受け助言する。また、様々な機関の提供しているサービスを受けられるよう手助けする。福祉サービスを受けている子どもに関しての多機関合同会議やケース会議に出席する。
仕事の 魅 力	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な役割だけでなく、時間の許す限り創造的に援助が工夫できる仕事である。様々な問題への介入が必要で広い知識と技術が求められる。学校と緊密な連携をとて仕事をすれば子どもと家族への予防的ワークも可能である。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> 担当ケースが多すぎるために状況を改善することよりも単に調停をすることに終始してしまう場合がある。自立性があるゆえに、好ましいネットワークを作れるし、地域の様々な資源のありかにも詳しいが、一方で孤立する危険性もある。援助的役割と管理的役割の折り合いをつけることが難しい。

ここに紹介した2人の教育ソーシャルワーカーの1日の活動のなかに実際の仕事の様子が見て取れる。「欠席問題」への援助を主要な仕事にしつつ、児童

福祉専門職に対応が迫られている虐待の問題への援助、さらに子どもの家族の生活問題への援助活動等実に様々な仕事をしている。

また、サービス提供組織は地方ごとに異なっており、サービス提供の基盤が確定されているわけではない⁶⁾。このことがJ.B教育ソーシャルワーカーによって問題点として指摘されている。

また、2人の職歴に現れている様にサービスを支えている専門職の多様性に気づく。J.Bワーカーも指摘している様に、教師、ユースワーカー、看護婦、保母、警察官などの経験を持つ人々が働いている。多様な専門的知識や経験はこのサービスにとって豊かな財産であり、子どもや家族の援助に大いに活かされていると言えよう。

S.M教育ソーシャルワーカーは担当地域が広範であるので学校間の移動に時間がとられる。しかも、担当しなければならないケースの数も多く、必ずしも満足のいく対応ができるないことが語られている。一方、J.Bワーカーの場合は都市部で学校間移動は比較的容易にできる。しかし、その対応すべき問題の量の多さとその多様性ゆえにいつも時間に追われ、かなりの体力と気力を要する仕事であることが分かる。教育ソーシャルワーカーの役割の一つは学校が親とよい関係を築けるように援助することであり、そのためには親たちと子どもの学校生活について話し合い、学校行事にも出かけて親たちと親しくなる必要もある。しかし、多くの地域では法的に定められた職務である欠席者の事情調査で殆どの時間を使い果たしている。

過去10年間に教育ソーシャルワークサービスは縮小され、現在イングランドおよびウェールズで、2,600人のワーカーしかいない⁷⁾。“The Ralphs Report”(The Role and Training of EWOs,1973)および“The Elton Report”(Discipline in Schools,1989)では一人のワーカーが2,000人から2,500人の生徒を担当するように勧告している。教育ソーシャルワーカー協会(The National Association of Social Workers in Education)の調査で、良い地域でも生徒4,000人にワーカー1人であり、最も悪い割合の地域には7,000人に1人のワーカーしか配置されていないことが明らかにされている⁸⁾。こうした教育ソーシャルワーカーが絶対的に不足している状況下では、重篤なケースだけにしか対応できることになる。

3. 子どもたちの欠席をめぐる現状

(1) 欠席の理由の多様性

英国では多くの人々が子どもの学校欠席の増加を心配している。ユニゾン(Unison)は75万人の子どもが定期的に学校を休み、ある一日についてみると8万人の子どもが学校にはいないと報告している⁹⁾。

教育ソーシャルワーカーらは、子どもたちの欠席には様々な事情や原因があることをこれまでの実践から知っている。子どもたちの欠席理由には、

- ・経済的理由
- ・家庭崩壊
- ・いじめ
- ・人間関係—家庭および／或いは学校
- ・仲間からのプレッシャー
- ・劣悪な住宅や環境
- ・子どもに適していない教育—カリキュラムの問題
- ・家族の介護のため

等がある。

子どもへの活動には福祉的側面が当然含まれている、あるいは、福祉的側面がわから難く結びついていると言ってもよい。欠席の多い子どもの親を訴追するのは地方ごとに違いがあるが、教育ソーシャルワーカーの仕事の内容としては法的活動よりも福祉的活動の方がはるかに多い。欠席問題への対応とは単に子どもを学校に連れ戻せばそれで終わりではない。子どもたちは以上に示したような様々な理由から学校を休んでいるので、教育ソーシャルワーカーはその一人ひとりについて欠席の理由を明らかにすることから始めなければならない。一軒一軒、家庭を訪問して、それぞれ事情を抱えている親たちに会い、子どもの欠席理由を知らなければならない。ワーカー独自のやり方が最も発揮されるのは親との出会いの場であり、親への接し方、ケースについての情報を得る方法や助言の仕方、親を援助する内容が異なるてくる。しかも、ワーカーの訪問はいつも歓迎されているとは限らず、親に拒否されたり、言葉や他の暴力を受ける可能性すらある仕事である¹⁰⁾。

(2) 子ども介護者へのワークの必要性

以上に示した様々な欠席理由のなかでも、今最も人々の関心を引いているのはヤングケアラーと呼ばれる子どもたちの問題であろう。1994年にコミュニティケア誌は、子どもの介護者問題を大きく取り上

げ、このキャンペーンをきっかけにして子どもの介護者への教育ソーシャルワークの必要性が注目を浴びることになった。以下にこの問題を取り上げて教育ソーシャルワーカーに求められている役割について考えてみたい。

すなわち、子どもの介護者とは「病気や障害を持つ両親やその他の家族員の介護をしている子ども」を言う。英国では1980年代の後半からこのような子どもの存在が知られ、その数10,000人と推定されるがはっきりとした数字はつかめておらず、15,000人から40,000人ともいわれる。また、35歳以下の介護者の内の17%は子どもの頃から介護を行っていたという報告もある¹¹⁾。

子どもが介護することになるには様々な理由が考えられるが、一つはコミュニティケア政策が推進された結果である。できる限り地域で家族と共に生活することを可能にする方向が目指される中、家族の介護者のなかに子どもが含まれているのである。とりわけ、ひとり親家族では子どもが介護にあたる場合が多い。医学の進歩により、重い病気や障害があっても長く生きることが可能になってきていることから、介護の必要性も高まっている。また、家族構成が変化して小規模になり、家族内で介護できる大人の数も少なくなり子どもが介護を引き受ける状況を生み出している¹²⁾。

子どもが介護しているかどうかは外からは見えないことが多い。教育ソーシャルワーカーたちは、子どもが学校を休みがちになるのでその子が介護をしているのではないかと疑ってはみるが、親が「(親ではなくて) 子どもが病気で休む」と言って連絡してくる場合が多い。しかし、家庭訪問すると、実態は逆で親が病気で寝込んでいるのである。子どもの方はと言えば、社会福祉サービスに連絡して援助を求めるよりは、自分で世話をした方が良いと考え、実際に介護しているのである。また、教師にもあまり知られたくないことなので、自分一人で抱え込んでいることが多い。これらの子どもは通常、欠席をしていなかった子どもで、最初の兆候は学業成績が低下してくることである。こうした子どもの介護の現状を明らかにするために最初の全国調査が行われた。家族の介護のために学校に行けない子どもがヤングケアラーの4人に1人の割合でいることが明らかにされた¹³⁾。

子どもたちはそれぞれの家庭障害をそのまま引きずって学校という場面に現れる。あるいは、その問題の重さゆえに、学校に来ることを諦めることすらあり得る。学齢期の子どもが学校でその一日の多くの時間を過ごすのはごく普通の風景である。その事態に何らかの変化が起きた時に介入し、家族の問題状況を明らかにし、必要な援助を提供できる位置にいるのが教育ソーシャルワーカーである。また、今新たに欠席問題の理由の一つとして浮上してきたヤングケアラーを早期に発見して援助するにはより多くの教育ソーシャルワーカーが必要とされているのである。

4. 放校される子どもをめぐる状況

(1) 放校される子どもの急激な増加

さらに、教育ソーシャルワーカーを悩ませているもう一つの大きな問題がある。それは、子どもが学校に来ないのでなくして、学校が子どもを学校外に追い出すケースである放校¹⁴⁾が急激に増加していることである。ちなみに、1992-93年に8,636人であったのが、1994-95年では、12,458人にまで跳ね上がっている¹⁵⁾。しかも、早くも小学校時代に放校される子どもの数が増加し、親をはじめ関係者は心を痛めている。

放校問題に関して数の増大にもまして問題なのは、どのような子どもがこの放校処分を受けているかである。社会的に恵まれない家族の子どもたちが放校される場合が多く、問題行動を起こしたり対応困難であると言う理由で女子よりも男子の方が放校されている。さらにアフリカ・カリブ系等のエスニック・マイノリティー・グループに属する子どもの放校が目立っていること等が報告されている¹⁶⁾。

この問題については社会福祉関係者から要保護児童が放校される数が多いことを心配する声が上がっている。1994年に公刊された“Seen But Not Heard”でも以下のような指摘がある¹⁷⁾。

保護を受けている子どもの教育について社会福祉部の関心が高まっている。特に学校の地方経営(Local Management of Schools)と補助金維持学校(Grant-Maintained School)が導入されて以降、放校される子どもの数が増加してきている。研究チームでは、訪問した地方の施設に入所している子どものある日の統計を取ってみると、6分

の1から3分の1の子どもが病気以外の理由で学校を休んでいた(パラグラフ94)。

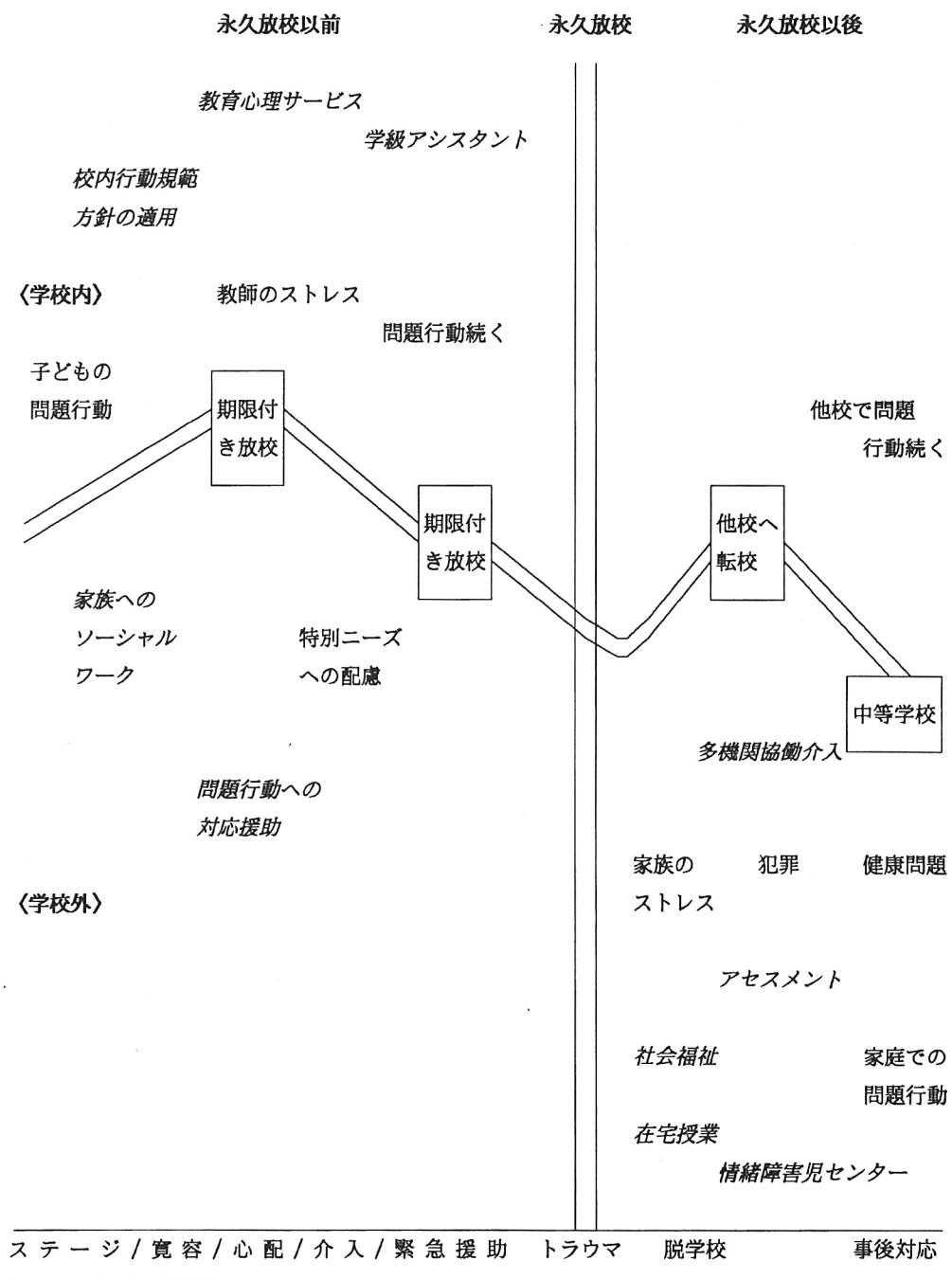
また、情緒・行動上の問題(emotional and behavioural difficulties (EBD))をもつ子どもがしばしば放校されていることもよく知られている。David Berridgeは“Educating Disruptive Pupils:A Study of Residential Special Schools for Children with Emotional and Behavioural Difficulties”において、特別施設学校に送られてくる子どもの施設へ至るまでの過程を詳細に検討して、子どもたちが既に小

学校の時期に兆候を示していた点に注目している¹⁸⁾。その時点で子どもたちは、教育心理学者、児童相談の専門家に出会っているが、学校内では特別の付加的な援助が提供されなかったことを明らかにしている。補助の教師がつくことはほとんどなく、個別援助のために特別学級に通うこともなかった。もし、早い時期に校内でのこの種の手助けが提供されていたならば、最終的に特別施設学校に来るところにはならなかっし、子どもも親も地域の学校での学習を希望していたのである。

(2) 放校される子どもへの対応策

1993年教育法は、地方教育当局に学校に出席できない子どもについての教育を提供することを要求

しているが、放校された子どもに対する教育措置は不適切であることを指摘している。この教育措置は地方によって異なるが、最も一般的な形態としては在宅授業(ホームツイション)が行われている。しかし、大抵の子どもは1週間につき5時間程度の授業しか受けていない。また、すぐに在宅授業が用意されてもいない。こうした形では仲間との関係も失われてしまう。図1は小学生が学校から放校されるプロセスの一例を示したものである¹⁹⁾。



注: イタリックは諸機関による介入

普通字は子どもの行動とその影響

図1 小学生の放校プロセス

図1に示したように、永久放校の時点が子どもと家族にとって最も大変な時期であろう。現在の所、他の学校に変わっても問題行動が続き、いくつかの学校を渡り歩く場合もある。子どもの受け入れの場が明確にされていない。行く先のあてがないということが子どもにとってどれだけ不安であるか。また、この事が子どもにダメージを与えないはずがない。放校は子どもと家族の自尊心を失わせることにもつながっていく。

また、もう一つの方法として地方当局は教育法に基づいて生徒レファーユニットを設けている²⁰⁾。しかしながら、“The Annual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools”では以下のようにその問題性を指摘している²¹⁾。

生徒レファーユニットで教育を受ける生徒の数が増加している。その理由の一つは、永久放校される生徒の数が増加していることにある。そこでの生徒-教師の関係はおむね良好だが、生徒の学習意欲は低く、出席率や問題行動はあまり改善されていない。教育の質も高くない。専門教科の教師が担しておらず、学習目標も明確でない。生徒の教育達成をみたすには不十分な時間である（パラグラフ203）。

地方教育当局の中には、効果を上げるために方針を決定しているところもあるが、適切な対応の計画に関する詳細な記録がないところが多い。しばしば生徒の個別の評価に基づく対応がなされていない。その結果、生徒レファーユニットへの送致目的が明らかでなく、ユニット内でのグループ分けが適切でない。緊急に対応すべき教育的ニーズを持つ生徒が多く、ユニットでは対応できない生徒が措置されている場合が見られる。多くのユニットには特別教育ニーズを持つ子どもたちが含まれている。ユニットにとどまる期間が長くなり、改善や動機づけが阻害され、メインストリームの学校への復帰が困難な状況である（パラグラフ204）。

政府は改善策として、生徒レファーユニットへの勤任視学官の査察の導入や、管理方法の強化、さらに放校の限度を現行の15日（1学期につき）から45日への延長を示している²²⁾。さらに、その後公刊された政府の教育白書“Self-government for Schools(1996)”では、これまで地方教育当局管轄

下にあった生徒レファーユニットの運営管理に補助金維持学校が関与するよう奨励している。

しかし、問題は放校される子どもの数を減少させることであり、ユニットの管理運営が主たる関心ではない。ユニットの存在はむしろ失敗の指標であり、議論の焦点をユニットにおくのは問題の一部を捕らえているにすぎない。子どもたちが、なぜユニットにいなければならないのかということを見据えておかなければならない。ユニットでは、ナショナルカリキュラムに基づいた教育が提供されているが、子どもたちはそこに恒久的にとどまるのではなく、子どもの情緒的な問題や行動上の問題を取り組んで、やがてメインストリームの学校に戻ることを保障する事が先決であろう。

(3) 教育と福祉の協働の現状

学校生徒への援助においては常に教育と福祉の協働が強調されてきた。放校問題に引きつけて言えば、“Seen But Not Heard”的なかで協働が進んでいないことが次のように明らかにされている²³⁾。

この問題に関して社会福祉部と教育局との間で問題とされていたという証拠はなかった。社会福祉は、教育局が最大で1週間に5時間程度の在宅授業を提供しているだけであると不満を漏らし、一方教育局側は、社会福祉は学校にあまりやってこないといい、学校での問題があった時にも早期には「関心を持つ親」として行動してくれないと、教師とソーシャルワーカーが批判しあっている。そのうちに子どもが教育を受ける機会を失っていく。こうした子どものなかには最終学年の生徒も、まだこれから教育を受ける年少の子どももいる（パラグラフ95）。

実際、社会福祉の実践の場からは、学校が援助を求めるようと求めまいといずれであれ、ソーシャルワーカーの負担が放校の増加に伴って大きくなっていることが指摘されている²⁴⁾。すなわち、放校される子どもの5分の4はこれまでに社会福祉部や警察が対応していた家族の子どもであり、半分は児童ホームや里親などの保護を受けている子どもである。既に明らかにしたように、現在の教育システムにおけるこうした子どもへのサービスが不適切であるゆえに、問題はさらに複雑にならざるを得ない。学校自体は、他の学校が対応し切れなかった子どもを受け入れざるを得ない状況が生まれている。

このような事態打開のために、1996年7月に全国児童ビュローにより『放校—それとも内包—と学校制度：不満を抱える子どもを抱え込むのかそれとも拒否するのか』というテーマで会議が開催された。原則的には放校は最終手段であるが、しかし問題行動への対応策として放校を用いる傾向が強まっており、学校自体がその機能を果たし得なくなってきたていると言えよう。問題行動を示す子どもは単に学校から追い出すということで解決できない特別教育ニーズをもっていることが多い。短期的あるいは長期的な意味での放校のコストは子どもや家族そして社会にとってあまりに大きすぎる。そこで、会議では、放校をめぐる諸問題を明らかにし、それに代わる方法を探り、政府によるこの問題への対応の提案を評価した。また同時に、その他の子どもや学校のスタッフのニーズとのバランスを考慮しつつ、放校される子どもたちへの必要な援助および放校を予防する方法の検討もなされた。

現状では、社会福祉やプロフェッショナルや精神保健サービスの介入を受ける状況に至ってから初めてなされるために、既に手遅れになってしまっている場合が多い。しかしながら、全く希望がないと言うわけでなく、学校は早期に予防対策をとることができう。放校問題に関しては、教育と福祉の協働へむけての一歩が踏み出されたにすぎない。

5. おわりに—教育ソーシャルワーカーの新たな役割

英国では、教育ソーシャルワーカーにはこれまでの仕事とともに、今また子どもの介護者や放校される生徒たちへの援助において新たな仕事を引き受けることが要請されている。

とりわけ、放校が子どもにとってトローマティックな経験であり、現在は、学校から放り出されたあとの子どもとその家族を誰も支えているとは言えない状況にある。子どもの放校は家族の生活に大きな影響を与えずにはおかないと。こうした危機的状況に置かれた家族に対する援助サービスも殆ど家族にとっては役に立たず、教育と福祉の狭間に子どもと家族が置き去りにされているのである。

現在では、子どもの欠席や放校をめぐって様々なサービス、教育心理サービス、社会福祉サービス、教育ソーシャルワークサービス等が関与し、その援

助プロセスは複雑である。以前にもまして様々な専門職の協働の必要性が強調されてはいるものの、実際にそうした協働が行われてゐることはあまりに少ない。さらに、近年、保健サービス、教育サービス、社会福祉サービスが統一性を欠いて展開される中では、サービスの協働は容易に達成されそうもない。

これまでに教育ソーシャルワークサービスは出席を改善するために生徒を力づけ、必要な場合には、法的手段を用いて学校出席を援助してきたとは言つても、このサービスそのものは法的サービスではないゆえに、サービスを提供していないいくつかの地方教育当局もあるし、また不十分なサービスしか提供できていない地域もある。学校での子どもたちの福祉問題に適切に応えてやるにはまず何よりも教育ソーシャルワーカーの増加が必要である。また、子どもと家族のニーズを満たすことのできる教育ソーシャルワークサービス提供組織についての議論が今後とも続けられなければならないであろう。

しかし、教育ソーシャルワークサービスは、その法律上の仕事である出席状況に問題のある生徒をフォローアップする仕事と学校および地方教育当局に対してより様々な福祉サービスを提供すると言う仕事のバランスをとりながら、困難な仕事を遂行してきた。当初から教育と福祉の中間におかれたサービスである。学校をコアとした福祉ネットワークにおいて重要な子どもと家族への援助サービスを提供してきた実践の積み重ねの歴史がある。専門職者としてサービスの質を高めてきた教育ソーシャルワークサービスはその強みを活かしつつ、学齢期の子どもと家族のための援助サービスの一つとして確固たる位置を確保していくことが期待される。

子どもの教育や福祉に関わる者は、子ども時代に文化、生活、教育を豊かに保障して、一人ひとりのもつ可能性をより大きく花開かせてやりたいと望んでいる。しかし現実の姿としては、集団指向の画一的サービスの提供に終始している場合が多い。ともすれば個人は集団の中に埋没てしまい、一人ひとりの子どものニーズにきめ細かく応えているわけではない。

厳しい財政的制約のある中で、必ずしも十分なサービスが提供できているわけではないが、教育ソーシャルワークサービスをはじめ学校をコアと

した福祉ネットワークのなかでの個々の子どもや家族へのアテンションと多様なサービスの提供など、私たちとは異なる英国の対応のあり方から学ぶべき点は多い。英国の実践をそのままわが国に当てはめることはできないが、教育ソーシャルワークの存在しないわが国も教育と福祉の狭間を結ぶサービス体系を緊急に作り上げていく必要性があろうと考えている。子どもの人権への関心が高まってきている今日、人権保障の具体的な場面として子どもの学校生活をとらえ、学校において社会福祉問題とかかわりの深い子どもに対する援助システムの導入が必要な時期に来たと考えている。

最後に、英国の教育ソーシャルワークサービスの現状に関して詳しい情報を提供してくださった全国主任教育ソーシャルワーカー協会会長であるBrian Isham氏およびオックスフォードシャー州主任教育ソーシャルワーカーのElspeth Ferriday 氏、さらに私の問題意識や研究過程にふさわしい助言を与えて下さった岡山県立大学大島侑教授に心よりお礼申し上げます。

引用文献および注

- 1) 日本経済新聞 平成8年8月8日付け
- 2) Oxfordshire County Council(1995). Family Services Handbook.を使用。
- 3) 英国では親は子どもに教育を受けさせる義務を負っている。この事は地方教育当局によって維持されている学校あるいは補助金維持学校に登校させることを意味している。地方教育当局は学校出席を履行させる責任を負い、この法的役割を遂行のために教育福祉司あるいは教育ソーシャルワーカーを雇用している。通常以下の手順が踏まれる。①子どもの欠席に関して親を訴追する②子どもを学校に行かせることを拒否する親に対して学校出席命令手続きをとる③学校に出席させるために親と子どもを援助するための教育監督命令を出す。それぞれの方法が実践に移される程度は地方ごとに異なり、その実践過程においてケースワークを用いる地方もあれば、或いは最後の手段として用いる地方もあるし、全くこうした方法を用いない地方もある。ゆえにその実践の効果についても多様であると言えよう。
- 4) 公文書では教育福祉司、教育福祉サービスを用いているが、1977年に全国教育福祉司協会（EWONA）会

議で全国ソーシャルワーカー協会（NASWE）と名称変更されて以降、ここに紹介したオックスフォードシャー州をはじめ実践レベルでは教育ソーシャルワーカーを用いる場合が多く、本稿においても教育ソーシャルワーカーとする。

- 5) Take Two (1996). Community Care. 11-17 January.
- 6) 教育ソーシャルサービスの位置づけに関する議論は、福知栄子(1984).イギリスにおける教育と社会福祉の協働.岡山県立短期大学研究紀要, 28: 77-81 参照。
- 7) 1980年の時点で、イングランドとウェールズには約3,000人の教育福祉司があり、それぞれが平均3,000人の生徒を担当していた。
- 8) Jenkins,C.(1994). The 'luxury' that becomes indispensable, The Times Educational Supplement. 11 November.
- 9) Valios, N.(1995). Resources reach breaking point, Community Care. 26 October-1 November.
- 10) 福知栄子(1989).インナーロンドンにおける教育ソーシャルワーカー.深田貞子退官記念文集.創文社.145-150.
- 11) Becker, S.(1995).(1st ed). Young Carers in Europe:An Exploratory Crossnational Study in Britain, France, Sweeden and Germany, University of Loughboroug. London:Young Carers' Research Group.
- 12) Fallon,K.(1990). An involuntary workforce, Community Care. 4 January.
- 13) Dearden,C. and Becker,S.(1995). Young Carers :The Facts. Sutton: Reed Business Publishing. p.23-25.
- 14) 「放校（エクスクルージョン）」とは、生徒を学校から追い出す（エクスパルジョン）ことである。放校は、1986年教育法（No.2）および1988年教育改革法にもとづき厳格な法的手続きを経てのみ実施される。さらに1993年教育法により「期間の限定のない放校」が廃止された結果、「最大15日までの放校」と「永久放校」の2種類の放校がある。この「期間の限定のない放校」の廃止にもかかわらず、放校数は減少するどころか、増加の一途である。
- 15) Cooper,C.(1996). Exclusion burden set to grow, Community Care. 6-18 June.
- 16) エスニック・マイノリティー・グループに属する子

どもの教育的不利については関係者の懸念が高まり、その問題性の指摘が相次いでいる。たとえば1996年9月2日にはこの問題が主要な新聞紙上で取り上げられている。

- 17) The Audit Commission.(1994). *Seen But Not Heard*, London:HMSO. p.34.
- 18) Berridge,D.(1993). Research round up, Concern(Summer). NCB.p.13.
- 19) Parson, K.(1994). Excluding primary school children, Family Policy Studies Centre. p.48.
- 20) 1993年教育法（1994年9月施行）は生徒レファーユニット(Pupils' Referral Units, PRUs)の設置を要求している。PRUsは生徒の教育ニーズに対応し、メイ

ンストリームの学校への復帰を目的としている。しかし生徒レファーユニットは主に放校された中等学校生徒向けに用意されたユニットで放校された小学生向けではない。

- 21) Office for Standards in Education.(1996). *The Anual Report of Her Majesty's Chief Inspector of Schools*. London:HMSO. p.45.
- 22) Valios,N.(1996). Educational standards at referral units decried, Community Care. 29 August- 4 September.
- 23) Audit Commission.(1994).op.cit.p.34.
- 24) Cooper,C.(1996).op.cit.

The Role of Education Social Workers in the United Kingdom

CHIEKO FUKU

Department of Welfare System and Health Science, Faculty of Health and Welfare Science, Okayama Prefectural University, 111Kuboki, Soja-shi, Okayama 719-11, Japan

key words: Education social work, School attendance, Early intervention, Young carers, Exclusions